

令和7年8月25日

長野労働局長

三浦 栄一郎 殿

長野地方最低賃金審議会

会 長 山本 恭子

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年8月7日付け長野労発基 0807 第1号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第3号）及び長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第2号）について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

また、長野県各種商品小売業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第5号）について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。